地下埋設物の事故防止 9原則

- 1 試掘または掘削時には、地下埋設企業者に必ず立会いを求めること。 1度も立会いなき工事は行なわないこと。 所有者等不明のまま作業を行なわないこと。
- 2 受注者は、埋設物管理責任者を指名、腕章等にて明示し、作業に立会うこと。 なお、責任者が作業場を離れる時は、副責任者を指名・明示すること。
- 3 埋設物管理責任者は、作業当事者(下請負人等)に埋設物図等を配布すること。 また、作業時は関係者が見やすい場所に掲示すること。
- 4 試掘した地下埋設物の位置を的確にすべて表示すること。 (ペンキ、杭、ロープ、旗、地下埋シート等)
- 5 位置表示した上に、敷鉄板・資材・車両等を置かないこと。
- 6 1人作業をしない・させない。 打ち合わせ時にない、予定外作業をしない・させない。
- 7 地下埋設物50cm以内の近接作業は、人力作業とする。
- 8 掘削する・した箇所の埋設物は、きちんと露出し確認すること。
- 9 露出中の埋設物は、カラーテープなどで種別ごとに表示すること。 (例:ガス・緑色、水道・青色、電気・橙色、下水道・茶色、など)

架空線の事故防止 6原則

- 1 架空線の位置、種類を事前に確認すること。 所有者等不明のまま作業を行なわないこと。
- 2 受注者は、架空線管理責任者を指名、腕章等にて明示し、作業に立会うこと。 なお、責任者が作業場を離れる時は、副責任者を指名・明示すること。
- 3 架空線管理責任者は、作業前に作業半径の確認を行なうこと。
- 4 架空線を視認しやすいように、旗などの目印を付けるとともに、防護すること。 (キリンさんストップの設置)
- 5 重機やダンプが移動する際、ブームや荷台等を上げたまま移動させないこと。 架空線直下を通る際は、誘導者を配置すること。
- 6 1人作業をしない・させない。 打ち合わせ時にない、予定外作業をしない・させない。

高所作業車の事故防止 6原則

- 1 架空線の位置、種類を事前に確認すること。 所有者等不明のまま作業を行なわないこと。
- 2 受注者は、操作管理責任者を指名、腕章等にて明示し、作業に従事させること。
- 3 操作管理責任者は、作業前に作業半径等の確認を行なうこと。
- 4 架空線を視認しやすいように、旗などの目印を付けるとともに、防護すること。
- 5 現道上、規制区域際で作業する場合、誘導指示者を地上に配置すること。
- 6 1人作業をしない・させない。 打ち合わせ時にない、予定外作業をしない・させない。

歩行者等仮設通路の事故防止 7原則

- 1 工事施工時に歩行者等仮設通路を設置する場合は、十分な幅員を確保するものとし、誰でもひと目で分かるように、案内・誘導標識を設置すること。 また、必要に応じて、交通誘導員を配置すること。
- 2 仮設通路が車両走行空間に隣接する場合には、置きガードレール等の 堅固なもので隔てること。これが困難な場合は、反射材を用いたカラーコーンや コーンバー、バリケード等により、車両からの視認性を高めること。
- 3 夜間切り回し時には、必要に応じて照明を設置すること。 また、カラーコーン等に自発光式の点滅器を設置するなど、視認性を高めること。
- 4 仮設通路上の段差は極力小さくするものとし、すり付け舗装等を行うこと。
- 5 誘導マット(ゴムマット)を設置する場合は、通行や風等による端部のめくれ 上がりが発生しないよう、しっかり固定すること。
- 6 鉄板や合板等にて通路を設置する際は、歩行者等が安全に通行できるよう板のたわみを防止すること。 また、複数枚使用する場合は、板間に隙間が生じないよう設置すること。
- 7 日々の作業終了時には、仮設通路の巡回点検(段差、不陸等)を行い、 監督員へFAX等で報告すること。